

手続き要否確認フローチャート

現在、【児童手当】もしくは【特例給付】を三次市から受け取っている

はい

いいえ

3人以上の子ども
(平成14年4月2日以降に生まれた子)
を養育している

高校生年代以下の子ども
(平成18年4月2日以降に生まれた子)
を養育している父母等で、
所得の高い方の職業は公務員である

はい

いいえ

はい

いいえ

大学生年代の子どもがいる
(平成14年4月2日～
平成18年4月1日生まれ)

勤務先にお問い合わせください

はい

いいえ

所得の高い方の住民票の住所地は
三次市である

はい

いいえ

高校生年代の子どもがいる
(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)

①② 申請が必要

所得の高い方の
住民票の
住所地の窓口にお問い合わせ
ください

はい

いいえ

高校生年代の子は
算定対象として
認定されている

申請は不要

はい

いいえ

①②

申請は不要

④ 申請が必要

●児童手当 認定請求書

【必要な添付書類】

- ・請求者の顔写真付きの本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)
 - ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
 - ・請求者の健康保険証の写し
- ※世帯の状況により必要な書類を添付していただく場合があります。

●大学生年代のお子さんがおり、高校生年代までのお子さんと合わせて3人以上の方は【**監護相当・生計費の負担についての確認書**】の提出が必要です

④

●児童手当 額改定 認定請求書

【必要な添付書類】

- ・請求者の顔写真付きの本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)

③

●監護相当・生計費の負担についての確認書

【必要な添付書類】

- ・請求者の顔写真付きの本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)

●高校生年代までの子どもと別居している場合は、別途【**別居監護申立書**】が必要です